

## 商品概要説明書

J A 営農支援資金（愛称：営農たすかるくん）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

商品名	J A 営農支援資金（愛称：営農たすかるくん）
ご利用 いただける方	<p><b>【個人】</b>（以下の条件をすべて満たす方とします）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当 J A の組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。</li> <li>○ お借入時の年齢が満 18 歳以上の方。</li> <li>※ 20 歳未満の方がお借入される場合、連帯保証人を設定させていただくことがあります。</li> <li>○ 原則として、本ローンのお借入金を当 J A から販売業者に全額振込が可能である方。</li> <li>○ 当 J A が指定する保証機関（広島県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。</li> <li>○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li> </ul> <p><b>【法人・任意団体等】</b>（以下の条件をすべて満たす組織とします。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当 J A の組合員であり、農業を営んでいる組織または農業に従事している組織。</li> <li>○ 原則として、本ローンのお借入金を当 J A から販売業者に全額振込が可能である組織。</li> <li>○ 当 J A が指定する保証機関（広島県農業信用基金協会）の保証が受けられる組織。</li> <li>○ その他当 J A が定める条件を満たしている組織。</li> </ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業経営に必要な資金が対象となります。</li> </ul> <p><b>【農業経営に必要な資金の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農地取得資金。</li> <li>② 農業経営に必要な施設、機械取得資金（中古機械、軽トラック、農産物加工機械・施設、農業法人事務所等含む）。</li> <li>③ 果樹植栽資金。</li> <li>④ 家畜導入資金。</li> <li>⑤ 運転資金（個人または法人のみ）。</li> <li>⑥ 他金融機関の農機具ローン等のお借換資金。</li> <li>⑦ 貸付対象事業に関する諸費用等。</li> </ul>
借入金額	<p><b>【個人】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3,600 万円（うち運転資金 1,000 万円）以内かつ、所要額以内とします。</li> </ul> <p><b>【法人】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 7,200 万円（うち運転資金 2,000 万円）以内かつ、所要額以内とします。</li> </ul> <p><b>【任意団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3,600 万円以内かつ、所要額以内とします。</li> </ul>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 15 年以内とします。（据置期間 7 年以内）</li> <li>○ 運転資金の場合は、5 年以内とします。（据置期間 2 年以内）</li> <li>○ 他金融機関からのお借換の場合は、15 年以内かつ、当初借入期間の残存期間以内とします（据置期間なし）。</li> </ul>

借入利率	○ 当 J A 所定の利率とします (固定金利)。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 証書借入とします。
返済方法	○ 元金均等返済 (毎回、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法) もしくは元利均等返済 (毎回の返済額 (元金+利息) が一定金額となる方法) とし、毎月返済・年 1 回返済・年 2 回 (6 か月周期) 返済・年 6 回 (2 か月周期) 返済・ボーナス併用返済方式 (毎月返済に加え、ボーナス月に増額して返済する方法) のいずれかをご選択いただけます。 ○ 一部繰上返済を行う場合は、約定返済日に行えるものとし、返済額は任意とします。全額繰上返済は、任意の日に行えます。
担保	○ 広島県農業信用基金協会の保証審査の結果、必要に応じて担保を設定させていただくことがあります。
保証人	○ 当 J A が指定する保証機関 (広島県農業信用基金協会) の保証をご利用いただきます。 ○ 連帯保証人に関しては、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、検討いたしますが、広島県農業信用基金協会の保証審査の結果によっては、次のとおり連帯保証人を求める場合があります。 ①法人の場合：原則として代表者等経営に実質的に関与している役員の方。 ②任意団体の場合：原則として経営に実質的に関与している役員又は構成員の方。 ○ 法人・任意団体以外の場合でも、広島県農業信用基金協会の保証審査の結果によっては、連帯保証人を求める場合があります。
保証料	○ 一括前払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括前払い お借入時に一括前払い保証料 (年 0.32%) をお支払いいただきます。 ②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、分割払い保証料 (年 0.32%) をお支払いいただきます。
手数料	・融資実行手数料 . . . . . - 円 ・一部繰上返済手数料 . . . . . - 円 ・全部繰上返済手数料 . . . . . - 円 ・条件変更手数料 . . . . . - 円
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という) につきましては、当 J A 各支店窓口または本店リスク管理課(電話：0829-30-1500)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置

	<p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用することができます。ご利用にあたっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記当 J A リスク管理課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>広島弁護士会（電話：082-225-1600）</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関（広島県農業信用基金協会）において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○ 印紙税が別途必要になります。</li> <li>○ 担保の設定が必要となる場合、担保設定に関する費用が別途必要になります。</li> <li>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>

J A 佐伯中央